○農林水産省告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字鳥屋ノ平一〇〇六一、一〇〇六六、字黒崎一〇一九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥屋ノ平一〇〇六一、一〇〇六六、字黒崎一〇一九六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市津久野字坂井入一二四の一、一二五から一二七まで、一八八から一九一まで、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一から二〇九まで、二一一から二一三まで、二三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市美佐島字向ヒ一三八九から一三九三まで、一四〇〇から一四〇三まで、一四〇三の二、一四〇四から一四一三まで、一四四三から一四四七まで、一四六〇、一四八一から一四九〇まで、一四九一の一、一四九二、一四九三、一四九三の二から一四九三の八まで、一四九四から一五〇一まで、一五〇九の寅、一五一二の一、一五一二の二、一五一二の甲子、一五一二の乙、一五一三から一五二〇まで、一五二〇の子、一五二一から一五二三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字坪野卯一七八四から卯一七八六まで、卯一七九二の甲、卯一七九二の乙、卯一七九二の乙丑、卯一七九三から卯一七九五まで、卯一八〇二から卯一八〇八まで、卯一八〇八の子、卯一八〇九、卯一八〇九の子、卯一八一〇、卯一八一一の一、卯一八一一の二、卯一八一二から卯一八二七まで、卯一八二八の一、卯一八二八の子、卯一八三一の一、卯一八三三の一、卯一八三四、卯一八三五の一、卯一八三六から卯一八三九まで、卯一八三九の子、卯一八四一の一、卯一八四一の二、卯一八四二から卯一八四四まで、卯一八四四の子、卯一八四五、卯一八四六の一、卯一八五〇の一、卯一八五一から卯一八五三まで、卯一八五四の甲、卯一八五四の乙、卯一八五五から卯一八六〇まで、卯一八六二、卯一八六四から卯一八六七まで、卯一八七〇から卯一八七五まで、卯一八七七、卯一八七八の一、卯一八八〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市松之山中尾字栃山二三六八の一、二三六九の一、二三六九の二、二三七〇の一、二三七一の一、二三七一の三、二三七二、二三七三の一、二三七四の一、二三七五、二三七五の子、二三七六から二三七八まで、二三七九の子、二三八〇、二三八〇の子、二三八一、二三八四の子、二三八九、二三九〇の子

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字池ケ原字東山五四〇の一、五四〇の子、五四一、五四二の一、五六四、五六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山五四〇の一、五四〇の子、五四一、五六四、五六五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び小千谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）